

## 市第99号議案

横浜市総合リハビリテーションセンター及び福祉機器支  
援センターの指定管理者の指定

次のように横浜市総合リハビリテーションセンター及び福祉機器  
支援センターの指定管理者を指定する。

平成22年12月3日提出

横浜市長 林 文 子

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市総合リハ ビリテーション センター、横浜 市反町福祉機器 支援センター、 横浜市泥亀福祉 機器支援センタ ー及び横浜市中 山福祉機器支援 センター	港北区鳥山町1, 770番地	社会福祉法人横浜市リハビリ テーション事業団 理事長 岸 本 孝 男	平成23年4月1日か ら平成28年3月31日 まで

提 案 理 由

横浜市総合リハビリテーションセンター等の指定管理者を指定し  
たいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案する。

参 考

地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2（第1項から第5項まで省略）

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（第7項から第11項まで省略）